

ID: 1115

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

<b>処分の概要</b>	療養介護医療費の支給		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項		
<b>法令番号</b>	平成17年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第70条第1項の規定による。  (療養介護医療費の支給)</p> <p>第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	40日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年7月28日